

令和2年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

31紀総務発第331001号
令和2年2月25日

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

紀の川市長 中 村 慎 司

議案の送付について

令和2年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第2号 副市長の選任について

議案第3号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第4号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第5号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第6号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第7号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第8号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第9号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第10号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 1 号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 2 号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 3 号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 4 号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 5 号 竜門財産区管理委員の選任について

議案第 1 6 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 1 7 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 1 8 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 1 9 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 2 0 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 2 1 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 2 2 号 南北志野財産区管理委員の選任について

議案第 2 3 号 静川財産区管理委員の選任について

議案第 2 4 号 静川財産区管理委員の選任について

議案第 2 5 号 静川財産区管理委員の選任について

議案第 2 6 号 紀の川市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例
の制定について

議案第 2 7 号 紀の川市営住宅条例の一部改正について

議案第 2 8 号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 29 号 紀の川市印鑑条例の一部改正について

議案第 30 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 31 号 紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

議案第 32 号 紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正につ
いて

議案第 33 号 紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者
の資格基準に関する条例の一部改正について

議案第 34 号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 35 号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

議案第 36 号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第 37 号 紀の川市子ども会館設置条例の廃止について

議案第 38 号 令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 39 号 令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
について

議案第 40 号 令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につい
て

議案第 41 号 令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて

議案第 42 号 令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につい
て

議案第 43 号 令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）につ

いて

議案第44号 令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第45号 令和2年度紀の川市一般会計予算について

議案第46号 令和2年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第47号 令和2年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第48号 令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第49号 令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第50号 令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第51号 令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第52号 令和2年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第53号 令和2年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第54号 令和2年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

議案第55号 令和2年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第56号 令和2年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第57号 令和2年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第58号 令和2年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第59号 令和2年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第60号 令和2年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第 6 1 号 令和 2 年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第 6 2 号 令和 2 年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第 6 3 号 令和 2 年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第 6 4 号 令和 2 年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第 6 5 号 令和 2 年度紀の川市下水道事業会計予算について

議案第 6 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月889番地

氏 名 ふく おか よし ろう
福 岡 資 郎

昭和32年1月31日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、令和2年6月30日任期満了となることに伴い、福岡資郎君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第2号

副市長の選任について

下記の者を紀の川市副市長に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上199番地2

氏 名 はやし のぶ よし
林 信 良

昭和30年9月16日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

林信良君を紀の川市副市長に選任するため。

議案第3号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市深田1番地

氏 名 曾 和 俊 次

昭和22年5月2日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、曾和俊次君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第4号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市長田中283番地

氏 名 ます だ けん じ
増 田 憲 治

昭和24年1月11日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、増田憲治君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第5号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市嶋88番地1
氏 名	樋 上 義 紘
	昭和19年7月5日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、樋上義紘君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第6号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北長田210番地3

氏 名 いま 今 き 木 ふみ 史 のり 典

昭和36年5月9日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、今木史典君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第7号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市風市373番地

氏 名 き 喜 た よ し つ 多 芳 嗣

昭和22年8月12日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、喜多芳嗣君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第8号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市別所131番地

氏 名 はやし ひろ ひこ
林 廣 彦

昭和34年2月26日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、林廣彦君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第9号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市杉原686番地

氏 名 ゆ あ さ ま さ の り
湯 浅 真 徳

昭和21年8月14日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、湯浅真徳君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第10号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市上田井118番地2

氏 名 きよ はら いく はる
清 原 郁 晴

昭和30年6月23日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、清原郁晴君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第 11 号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市勝神 113 番内 2 号チ地

氏 名 やなぎ だに やす のぶ
柳 谷 育 伸

昭和 23 年 4 月 6 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、柳谷育伸君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第 12 号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市遠方 3 1 5 番地

氏 名 田 中 延 佳

昭和 23 年 10 月 19 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、田中延佳君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第 13 号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見 194 番地 6

氏 名 くれ 呉 はし 橋 とおる 徹

昭和 22 年 6 月 3 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、呉橋徹君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第14号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見472番地1

氏 名 にし がい と まさ ゆき
西 垣 内 正 之

昭和19年3月30日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、西垣内正之君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第15号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市勝神297番地

氏 名 久 保 ひろ ゆき
久 保 広 幸

昭和32年9月3日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、久保広幸君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第16号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野101番地

氏 名 き 木 む ら し ょ う ご
木 村 彰 吾

昭和27年12月23日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村彰吾君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第 17 号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野 3 6 3 番地

氏 名 き 木 む ら ひ さ み つ
木 村 久 光

昭和 33 年 3 月 25 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村久光君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第18号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野482番地

氏 名 き 木 む ら た だ ひ ろ
木 村 忠 博

昭和33年4月22日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村忠博君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第 19 号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南志野 279 番地

氏 名 き 木 む 村 せ い じ
木 村 誠 司

昭和 28 年 2 月 5 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村誠司君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第20号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南志野494番地1

氏 名 き 木 むら 村 よし 嘉 ひで 秀

昭和24年2月20日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村嘉秀君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第 21 号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野 368 番地

氏 名 いな がき まさ とし
稲 垣 雅 俊

昭和 34 年 1 月 17 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、稲垣雅俊君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第 22 号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南志野 25 番地

氏 名 すず 鈴 き 木 ゆき 志 お 雄

昭和 28 年 11 月 4 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、鈴木志雄君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第 23 号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市平野 605 番地 1

氏 名 すぎ 杉 おか 岡 しょう 照 ご 五

昭和 25 年 11 月 26 日生

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、杉岡照五君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第24号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手下122番地2

氏 名 き 木 む ら し ょ う ご
木 村 松 悟

昭和23年10月10日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、木村松悟君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第25号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上366番地

氏 名 にし おか せい き
西 岡 誠 記

昭和21年12月15日生

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、西岡誠記君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第26号

紀の川市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の
制定について

紀の川市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に伴い、必要な事項を定めるため。

紀の川市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）

第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途の制限に関して必要な事項を定めることにより合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

2 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として都市計画の決定又は変更の告示をした区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 別表第1左欄に掲げる特定用途制限地域内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量によ

る場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(5) 用途の変更（次条第2項の建築物を除く。）を伴わないこと。

（用途の変更に対する準用）

第6条 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第4条の規定を準用する。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、用途の変更が令第137条の18各号に規定する類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしないとき又はその修繕若しくは模様替が大規模でないときを除き、第4条の規定を準用する。

（建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合の措置）

第7条 建築物の敷地が第3条の特定用途制限地域の内外にわたる場合において、特定用途制限地域に属する敷地が敷地の全部の過半となるときは、建築物の全部について、この条例の規定を適用する。

2 建築物の敷地が別表第1に掲げる2地区にわたる場合における第4条の規定の適用については、当該建築物及びその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地区に係る規定を適用する。

（公益上必要な建築物等の特例）

第8条 令第130条の2第3項の規定により、市長が特定用途制限地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第4条の規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、紀の川市都市計画審議会条例（平成17年紀の川市条例第175号）に規定する紀の川市都市計画審議会の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が、特例許可を受けた際における敷地内のものであるとき。
- (2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際における当該部分の床面積の合計を超えないとき。
- (3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないとき。

3 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（工作物への準用）

第9条 別表第2に掲げる工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び同表に掲げるもので建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地にあるものを除く。）については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「建築物」とあるのは「工作物」と、「建築し」とあるのは「築造し」と、「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（1）第4条（第9条において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の建築主又は築造主

（2）第6条において準用する第4条（第9条において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

（両罰規定）

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

特定用途制限地域の区分	建築してはならない建築物
自然保全地区	法別表第2（に）項に掲げるもの。ただし、次に掲げる建築物は除く。 （1）劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち、客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの （2）法別表第2（は）項及び（に）項第1号から第7号までに掲げる建築物以外の建築物（倉庫業を営まない倉庫を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの
農住共生地区	1 法別表第2（る）項に掲げるもの

	2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これらに類する用途で令第130条の9の2の規定によるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で令第130条の8の2第2項の規定によるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの
産業業務地区	法別表第2（を）項に掲げるもの

別表第2（第9条関係）

特定用途制限地域の区分	築造してはならない工作物
自然保全地区	1 法別表第2（ぬ）項第3号（13）又は（13の2）の用途に供する工作物 2 法別表第2（る）項第1号（21）の用途に供する工作物 3 自動車車庫の用途に供する工作物で次に掲げるもの （1）築造面積が300平方メートルを超えるもの（建築物に附属するものを除く。） （2）建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（築造面積が300平方メートル以下のもの及び（3）に掲げるものを除く。） （3）公告対象区域内の建築物に附属するもので、次に該当するもの ア 築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が10,000平方メートルを超えるもの

	イ 築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに（２）の規定により算定される自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの
農住共生地区	法別表第２（る）項第１号（２１）の用途に供する工作物

議案第 27 号

紀の川市営住宅条例の一部改正について

紀の川市営住宅条例（平成 17 年紀の川市条例第 184 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることにより、市営住宅の入居に際しての保証人の取扱いの見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市営住宅条例（平成17年紀の川市条例第184号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(住宅入居の手続) 第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u> (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>保証人</u>の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 略 (入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところによ	(住宅入居の手続) 第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>緊急時に市及び入居者と連絡ができる者（以下「緊急連絡人」という。）の連署する請書を提出すること。</u> (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に<u>緊急連絡人の連署</u>を必要としないこととすることができる。 4～6 略 (入居の承継) 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところによ

改 正 前	改 正 後
り、市長の承認を得なければならない。 2 前項の規定により市長の承認を受けた者は、規則で定める資格を有する<u>連帯保証人</u>の連署する請書を速やかに提出しなければならない。 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の請書に<u>連帯保証人</u>の連署を必要としないことができる。 4～6 略	り、市長の承認を得なければならない。 2 前項の規定により市長の承認を受けた者は、規則で定める資格を有する<u>緊急連絡人</u>の連署する請書を速やかに提出しなければならない。 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の請書に<u>緊急連絡人</u>の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 28 号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 38 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

非常勤職員の育児休業期間等を定めることに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀の川市条例第38号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 略 (新設)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u> (1) <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u> (2) <u>非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日か</u>

改 正 前	改 正 後
	ら起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） <u>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日</u>

改 正 前	改 正 後
	ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</u> イ <u>当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> <u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</u> <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き継ぎ採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> <u>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶</u>

(新設)

改 正 前	改 正 後
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の3 略 (部分休業の承認) 第18条 略 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。	者が当該子の1歳6箇月到達日において配偶者育児休業をしている場合 (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の5 略 (部分休業の承認) 第18条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 29 号

紀の川市印鑑条例の一部改正について

紀の川市印鑑条例（平成 17 年紀の川市条例第 12 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が施行されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

[illegible]

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成 17 年紀の川市条例第 58 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

国民健康保険事業費納付金等の確定に伴い、税率の改正等を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

改 正 前	改 正 後
ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.30</u>を乗じて算定する。 2 略	ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.30</u>を乗じて算定する。 2 略
(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の12.50</u>を乗じて算定する。	第4条 削除
(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものを	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものを

改 正 前	改 正 後
いう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>21,600円</u> (2) 特定世帯 <u>10,800円</u> (3) 特定継続世帯 <u>16,200円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.30</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、<u>土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.50</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被	いう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>20,300円</u> (2) 特定世帯 <u>10,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,225円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.70</u>を乗じて算定する。 第7条 削除 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被

改 正 前	改 正 後
保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、<u>介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4.00を乗じて算定する。</u> (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、<u>介護納付金課税被保険者1人について11,600円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,600円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 略	保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,400円</u> (2) 特定世帯 <u>3,200円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,800円</u> 第9条 削除 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、<u>介護納付金課税被保険者1人について10,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,700円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 略

改 正 前	改 正 後
2～9 略	2～9 略
10 前9項の規定により算定された当該年度における国民健康保険税の税額の端数計算は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（確定金額）について端数計算を行うもので、100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て、合算額の全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。 また、基礎課税額、介護納付金課税額のそれぞれについて、100円未満を切り捨て、当該端数処理後の額の合算額を税額とする。	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について	(国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

改 正 前	改 正 後
て <u>20,090円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,120円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,560円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,340円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,000円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,695円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,120円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,620円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円の被保険者及び特定同一世帯所属者1人に	て <u>19,180円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,210円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,105円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,658円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,020円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,240円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,360円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,630円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,990円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円の被保険者及び特定同一世帯所属者1人に

改 正 前	改 正 後
つき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,350円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,800円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,400円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,100円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,000円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,925円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u>	つき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,700円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,150円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,075円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,613円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,300円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,400円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,450円</u>

改 正 前	改 正 後
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>3, 300 円</u> (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 51 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5, 740 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 320 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 160 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 240 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>2, 000 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 540 円</u> (イ) 特定世帯 <u>770 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1, 155 円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について <u>2, 850 円</u> (3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 51 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>5, 480 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 060 円</u> (イ) 特定世帯 <u>2, 030 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3, 045 円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>1, 720 円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 280 円</u> (イ) 特定世帯 <u>640 円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>960 円</u>

改 正 前		改 正 後	
オ	介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） ） 1人について <u>2,320円</u>	オ	介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） ） 1人について <u>2,180円</u>
カ	介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,320円</u>	カ	介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,140円</u>

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の紀の川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第187号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 <u>（議会の議決を要する負担付き寄附の受領等）</u> 第7条 各事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条 例で定めるものは、<u>負担付きの寄附又は贈与</u>の受領でその金額又はその目的物の価格が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 <u>（議会の議決を要する負担付き寄附の受領等）</u> 第7条 各事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条 例で定めるものは、<u>負担付きの寄附又は贈与</u>の受領でその金額又はその目的物の価格が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第188号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付き寄附の受領等) 第7条 工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担付き寄附の受領等) 第7条 工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年紀の川市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 32 号

紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正について

紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成 17 年紀の川市条例第 190 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（平成17年紀の川市条例第190号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<u>（給与の種類）</u> 第2条 紀の川市企業職員の給与の種類及び基準は、<u>紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）を準用する。</u>	<u>（給与の種類及び基準）</u> 第2条 紀の川市企業職員の給与の種類は、<u>正規の勤務時間による勤務に対する報酬である給料及び手当とする。</u> 2 常時勤務を要する紀の川市企業職員の給与及び基準は、<u>紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の例による。</u> 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項において「<u>会計年度任用企業職員</u>」という。）の給与の種類は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び期末手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当 4 会計年度任用企業職員の給与の基準については、<u>紀の川市会計</u>

改 正 前	改 正 後
(旅費) 第3条 略 2 旅費の額は、紀の川市職員等の旅費に関する条例（平成17年紀の川市条例第51号）を準用する。 (勤務時間等) 第4条 前2条に定めるもののほか、紀の川市企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、紀の川市の一般職員の例による。	年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の例による。 (旅費) 第3条 略 2 旅費の額は、紀の川市職員等の旅費に関する条例（平成17年紀の川市条例第51号）の例による。 (勤務時間等) 第4条 前2条に定めるもののほか、紀の川市企業職員の勤務時間その他の勤務条件については、紀の川市の一般職員の例による。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正について

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に
関する条例（平成 25 年紀の川市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正するものとす
る。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）及び水道法施行規則の
一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 148 号）が施行されたことに伴い、
条例の一部を改正するため。

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 学校教育法による短期大学 <u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後</u> <u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) ～ (7) 略 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) ・ (2) 略 (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) ～ (7) 略 (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道 を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者

改 正 前	改 正 後
が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 _____ 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 _____ 同条第4号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後 _____ 同条第1号に規定する学校の卒業者 については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者 _____ 同条第4号に規定する学校の卒業者 については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者 については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ	が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ

改 正 前	改 正 後
れ当該各号の卒業者 ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略	れ当該各号の卒業者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略

附 則（令和 年 月 日条令第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成 31 年紀の川市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会及び紀の川市学校運営協議会を設置するため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条関係） 1 市長の附属機関 表 略 2 教育委員会の附属機関		別表（第2条関係） 1 市長の附属機関 表 略 2 教育委員会の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
紀の川市教育委員会外部 評価委員会	略	紀の川市教育委員会外部 評価委員会	略
紀の川市教育支援委員会 略	略	紀の川市立学校適正規模 適正配置検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模 適正配置についての調査及び審 議に関する事務
		紀の川市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に 関する法律に基づく学校運営及び 当該運営への必要な支援に関して の調査及び審議に関する事務
		紀の川市教育支援委員会 略	略
		略	略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成17年紀の川市条例第43号) の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表 (第1条関係)		別表 (第1条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
略	略	略	略
教育委員会外部評価委員会委員	略	教育委員会外部評価委員会委員	略
教育支援委員会委員	略	市立学校適正規模適正配置検討委員会委員	日額 7, 0 0 0
略	略	学校運営協議会委員	日額 2, 5 0 0
		教育支援委員会委員	略
		略	略

議案第 35 号

紀の川市社会体育施設条例の一部改正について

紀の川市社会体育施設条例（平成 17 年紀の川市条例第 105 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市長山ふれあい公園ゲートボール場の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市社会体育施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市社会体育施設条例（平成17年紀の川市条例第105号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
略	名称	名称	位置
	略	略	略
	紀の川市貴志川スポーツ公園	略	略
	紀の川市長山ふれあい公園	多目的広場（1面）	略
	紀の川市貴志川トレーニンググラザ	略	略
略		略	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
1～4 略		1～4 略	
5 紀の川市貴志川社会体育施設使用料		5 紀の川市貴志川社会体育施設使用料	
略	名称	名称	単位
	略	略	略
	紀の川市貴志川スポーツ公園	略	略
	紀の川市長山ふれあい公園	多目的広場（1面）	1時間
500円		500円	

改 正 前				改 正 後			
	ゲートボール場（1面）	1時間	市外	紀の川市貴志川トレニングクラブザ	略	市外	1,000円
			市内			200円	
			市外			400円	
	紀の川市貴志川トレニングクラブザ	略	略	略	備考 略	略	略
備考 略							
6 略				6 略			

備考 別表第1及び別表第2は縮小して表示しています。

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第36号

紀の川市都市公園条例の一部改正について

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

粉河河南緑地ゲートボール場の廃止に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後																			
別表第 1（第 8 条関係） 有料施設		別表第 1（第 8 条関係） 有料施設																			
<table><tr><td>都市公園の名称</td><td>有料施設の名称</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市民公園</td><td>略</td></tr><tr><td>粉河河南緑地（通称：粉河河南緑地公園）</td><td>ゲートボール場</td></tr><tr><td>粉河河北緑地（通称：粉河運動場）</td><td>略</td></tr></table>		都市公園の名称	有料施設の名称	略	略	紀の川市民公園	略	粉河河南緑地（通称：粉河河南緑地公園）	ゲートボール場	粉河河北緑地（通称：粉河運動場）	略	<table><tr><td>都市公園の名称</td><td>有料施設の名称</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>紀の川市民公園</td><td>略</td></tr><tr><td>粉河河北緑地（通称：粉河運動場）</td><td>略</td></tr></table>		都市公園の名称	有料施設の名称	略	略	紀の川市民公園	略	粉河河北緑地（通称：粉河運動場）	略
都市公園の名称	有料施設の名称																				
略	略																				
紀の川市民公園	略																				
粉河河南緑地（通称：粉河河南緑地公園）	ゲートボール場																				
粉河河北緑地（通称：粉河運動場）	略																				
都市公園の名称	有料施設の名称																				
略	略																				
紀の川市民公園	略																				
粉河河北緑地（通称：粉河運動場）	略																				
別表第 2（第 1 3 条関係） 1 ～ 3 略 4 有料施設の使用料 （1） ～ （3） 略 （4） 粉河河南緑地 ゲートボール場の使用料		別表第 2（第 1 3 条関係） 1 ～ 3 略 4 有料施設の使用料 （1） ～ （3） 略																			
<table><tr><td>種別</td><td>単位</td><td>使用料</td></tr><tr><td>1 面</td><td>1 時間</td><td>紀の川市内 2 0 0 円</td></tr></table>		種別	単位	使用料	1 面	1 時間	紀の川市内 2 0 0 円														
種別	単位	使用料																			
1 面	1 時間	紀の川市内 2 0 0 円																			

議案第 37 号

紀の川市子ども会館設置条例の廃止について

紀の川市子ども会館設置条例（平成 17 年紀の川市条例第 101 号）を別紙のとおり
廃止するものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市子ども会館を廃止するため。

紀の川市子ども会館設置条例を廃止する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市子ども会館設置条例（平成17年紀の川市条例第101号）は、廃止する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号

令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 39 号

令和元年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）について、議会の議決を求
める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第40号

令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第41号

令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第42号

令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第43号

令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第44号

令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第45号

令和2年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第46号

令和2年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第47号

令和2年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第48号

令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第49号

令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第50号

令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第51号

令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第52号

令和2年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市池田財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第53号

令和2年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市田中財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第54号

令和2年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 55 号

令和 2 年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第56号

令和2年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第57号

令和2年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第58号

令和2年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市静川財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 59 号

令和 2 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第60号

令和2年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市調月財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第61号

令和2年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和2年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 6 2 号

令和 2 年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第63号

令和2年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第64号

令和2年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第65号

令和2年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和2年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第66号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市における総合的かつ計画的な行財政の運営を図るため、令和3年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するに当たり、県知事と協議し総務大臣に提出するため。

総合整備計画書

和歌山県紀の川市東部辺地

(辺地の人口 85人、面積 9.6 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

紀の川市桃山町中畑、垣内、峯

(2) 地域の中心の位置

紀の川市桃山町中畑107番地

(3) 辺地度点数

242点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該地域は市の南東部に位置し、竜門山を越え真国川に沿った帯状の盆地を山並みで囲まれている山村であり、平地に乏しく地域のほとんどが山地で、耕地は川沿いの水田と丘陵地帯に果樹園が点在している。

当該地域から市役所まで34.2kmと遠距離に位置し、県道高野口野上線が東西に、県道垣内貴志川線が南北に通じている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地に所在する細野溪流キャンプ場施設は、遠方からの来客者やリピーターの増加で利用者が年間1万人を超える地域の観光シンボルであるが、施設内にある管理棟は老朽化に加え事務所スペースが狭隘で、また、けが人や体調の優れない人のための休憩スペースが確保されていない状況である。

このため、利用者により快適に、安心して施設を利用してもらうことで、交流人口の増加や地域の活性化に繋げたいことから、当該管理棟の建替えが必要である。

3 公共施設の整備計画

令和2年度から令和3年度までの2年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
事業主体名	施設名		特 定	一 般	
			財 源	財 源	
細野溪流キャンプ場 管理棟改築事業	紀 の 川 市	33,973	5,000	28,973	28,900
合計		33,973	5,000	28,973	28,900